平成２９年１２月６日提出

今治市議会定例会（第５回）議案

今治市議会定例会（第５回）議案目次

番　号	件　　名	ページ
議案 98	平成29年度　今治市一般会計補正予算（第４号）	別　冊
議案 99	平成29年度　今治市船舶交通特別会計補正予算（第１号）	〃
議案100	平成29年度　今治市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）	〃
議案101	平成29年度　今治市港湾事業特別会計補正予算（第１号）	〃
議案102	平成29年度　今治市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	〃
議案103	平成29年度　今治市介護保険特別会計補正予算（第１号）	〃
議案104	平成29年度　今治市水道事業会計補正予算（第１号）	〃
議案105	平成29年度　今治市公共下水道事業会計補正予算（第２号）	〃
議案106	今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案107	今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
議案108	今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例制定について	39
議案109	今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	45
議案110	今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	51
議案111	今治市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性	57

	化のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議案112	今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定について	63
議案113	今治市消防団条例の一部を改正する条例制定について	67
議案114	本町団地２号棟建設工事の内建家その他工事請負契約の締結について	73
議案115	金星川排水ポンプ場等整備工事請負契約の変更について	75
議案116	字の区域の変更について	77
議案117	今治市立図書館の指定管理者の指定について	87
議案118	今治市宮窪カレイ山展望公園の指定管理者の指定について	91
議案119	今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館の指定管理者の指定について	95
議案120	瓦のふるさと公園の指定管理者の指定について	99
議案121	専決処分について	103
	・平成29年度　今治市一般会計補正予算（第３号）	105
報告 11	専決処分について	123
	・損害賠償額の決定及び和解について	125
	・和解について	127
	・損害賠償額の決定及び和解について	129
	・損害賠償額の決定及び和解について	131
	・損害賠償額の決定及び和解について	133

	・損害賠償額の決定及び和解について	135
	・損害賠償額の決定及び和解について	137
	・損害賠償額の決定及び和解について	139

議会第５回議案第106号

今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

本市職員の育児休業の取得条件等を国家公務員に準じたものに変更するため、所要の改正をしようとするもの。

今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の育児休業等に関する条例（平成17年今治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号ア(イ)中「第２条の３第３号において」を「以下」に改め、「という。)」の次に「(第２条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日)」を加える。

第２条の３第２号中「この条」の次に「及び次条」を加え、「第19条第１項第１号又は第２号の規定による特別休暇」を「第19条の特別休暇による産前休暇又は産後休暇」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（２歳に達する日まで育児休業をすることができる特別の事情）

第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６箇月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日の翌日（当該子の１歳６箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（１）　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６箇月到達日において市等育児休業をしている場合

（２）　当該子の１歳６箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第４条第６号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第７号中「すること」の次に「又は第２条の４の規定に該当すること」を加える。

第５条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第12条第７号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「参　考」

今治市職員の育児休業等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）～（３）　略 （４）　次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）　略 （イ）　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６箇月に達する日（以下「１歳６箇月到達日」という。）（第２条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 （ウ）　略 イ～ウ　略 （非常勤職員の育児休業の期間の末日） 第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 （１）　略	（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）～（３）　略 （４）　次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）　略 （イ）　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６箇月に達する日（第２条の３第３号において「１歳６箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 （ウ）　略 イ～ウ　略 （非常勤職員の育児休業の期間の末日） 第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 （１）　略

（２） 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「市等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該市等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が１歳２箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年今治市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第19条の特別休暇による産前休暇又は産後休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）	（２） 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「市等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該市等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が１歳２箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年今治市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第19条第１項第１号又は第２号の規定による特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
（３） 略	（３） 略
（２歳に達する日まで育児休業をすることができる特別の事情）	
第２条の４ 育児休業法第２条第１項の条例	

で定める場合は、１歳６箇月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日の翌日（当該子の１歳６箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（１）　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６箇月到達日において市等育児休業をしている場合

（２）　当該子の１歳６箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第４条　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（１）～（５）　略

（６）　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第４条　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（１）～（５）　略

（６）　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと

する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。	その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
（７）　第２条の３第３号に掲げる場合に該当すること又は第２条の４の規定に該当すること。	（７）　第２条の３第３号に掲げる場合に該当すること。
（８）　略	（８）　略
（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）	（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）
第５条　育児休業法第３条第２項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。	第５条　育児休業法第３条第２項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。
（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤	（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤

務をすることができる特別の事情） 第12条　育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （１）～（６）　略 （７）　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。	務をすることができる特別の事情） 第12条　育児休業法第10条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （１）～（６）　略 （７）　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと＿＿その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

議会第５回議案第107号

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

人事院の給与勧告にかんがみ、本市職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第31条第２項第１号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第２号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附則第17項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

別表第１、別表第２イ及びウの表並びに別表第３を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400

	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	

	59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800	443, 900	
	60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100	444, 200	
	61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500	
	62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700		
	63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000		
	64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300		
	65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600		
	66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900		
	67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200		
	68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500		
	69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700		
	70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000		
	71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300		
	72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600		
	73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800		
	74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100		
	75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400		
	76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600		
	77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800		
	78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100		
	79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400		
	80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600		
	81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600	408, 800		
	82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900	409, 100		
	83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200	409, 400		
	84	242, 300	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400	409, 600		
	85	242, 900	291, 700	338, 700	377, 300	390, 600	409, 800		
	86	243, 600	292, 000	339, 100	377, 800	390, 900			
	87	244, 300	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200			
	88	245, 000	292, 700	340, 000	378, 600	391, 400			
	89	245, 600	293, 000	340, 300	379, 000	391, 600			
	90	246, 100	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900			

	91	246, 400	293, 700	341, 200	379, 900	392, 200			
	92	246, 800	294, 100	341, 600	380, 300	392, 400			
	93	247, 100	294, 200	341, 800	380, 600	392, 600			
	94		294, 400	342, 200					
	95		294, 800	342, 700					
	96		295, 200	343, 100					
	97		295, 400	343, 200					
	98		295, 700	343, 700					
	99		296, 100	344, 100					
	100		296, 500	344, 400					
	101		296, 700	344, 700					
	102		297, 000	345, 100					
	103		297, 400	345, 500					
	104		297, 700	345, 900					
	105		297, 900	346, 400					
	106		298, 200	346, 800					
	107		298, 600	347, 200					
	108		298, 900	347, 600					
	109		299, 100	348, 100					
	110		299, 500	348, 500					
	111		299, 900	348, 800					
	112		300, 200	349, 100					
	113		300, 300	349, 600					
	114		300, 600						
	115		300, 900						
	116		301, 300						
	117		301, 500						
	118		301, 700						
	119		302, 000						
	120		302, 300						
	121		302, 700						
	122		302, 900						

	123		303,200						
	124		303,500						
	125		303,800						
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ　医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000

	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700
	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400
	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400
	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600
	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700
	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700
	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700
	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100
	57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600
	58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400

	59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200
	60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000
	61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400
	62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100
	63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800
	64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500
	65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900
	66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500
	67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200
	68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800
	69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200
	70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700
	71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200
	72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700
	73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300
	74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800
	75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400
	76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000
	77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500
	78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000
	79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500
	80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000
	81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300
	82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800
	83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200
	84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600
	85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000
	86		289,100	325,000	345,900	
	87		289,300	325,200	346,200	
	88		289,500	325,600	346,500	
	89		289,900	326,000	346,900	

	90		290,100	326,400	347,200	
	91		290,300	326,800	347,600	
	92		290,500	327,200	347,900	
	93		290,900	327,500	348,300	
	94		291,100	327,700	348,600	
	95		291,300	328,100	348,900	
	96		291,600	328,400	349,200	
	97		292,000	328,600	349,500	
	98		292,300	328,900	349,900	
	99		292,500	329,200	350,300	
	100		292,800	329,500	350,700	
	101		293,100	329,700	351,200	
	102		293,300	330,000	351,600	
	103		293,500	330,400	352,000	
	104		293,800	330,600	352,400	
	105		294,100	330,700	352,900	
	106			331,000		
	107			331,400		
	108			331,600		
	109			331,800		
	110			332,200		
	111			332,600		
	112			333,000		
	113			333,200		
再任用職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700

備考　この表は、栄養士等で規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200

	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400
	40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000
	41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200
	42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700
	43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200
	44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600
	45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200
	46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200
	47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700
	48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000
	49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400
	50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800
	51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100
	52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500
	53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000
	54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200
	55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300
	56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500
	57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600
	58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500

	59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500
	60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500
	61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100
	62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900
	63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700
	64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500
	65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200
	66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900
	67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700
	68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400
	69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000
	70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600
	71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300
	72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900
	73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600
	74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100
	75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700
	76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200
	77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600
	78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200
	79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700
	80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000
	81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300
	82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800
	83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200
	84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500
	85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800
	86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300
	87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800
	88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200
	89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500

	90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900
	91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400
	92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800
	93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200
	94	281,400	314,600	348,000	366,000	
	95	282,300	315,300	348,700	366,400	
	96	283,300	315,900	349,300	366,700	
	97	284,000	316,600	349,700	367,300	
	98	284,800	316,900	350,100	367,800	
	99	285,400	317,500	350,600	368,300	
	100	286,300	318,200	351,000	368,800	
	101	287,100	318,600	351,500	369,400	
	102	287,900	319,200	351,900	369,900	
	103	288,700	319,800	352,400	370,400	
	104	289,500	320,400	352,800	370,800	
	105	290,200	320,800	353,100	371,400	
	106	290,700	321,300	353,600	371,900	
	107	291,200	321,800	354,000	372,400	
	108	291,700	322,300	354,300	372,900	
	109	291,900	322,700	354,800	373,500	
	110	292,200	323,100	355,300	373,900	
	111	292,400	323,400	355,800	374,400	
	112	292,800	323,700	356,300	374,900	
	113	293,100	324,100	356,800	375,500	
	114	293,300	324,500	357,300		
	115	293,700	324,900	357,800		
	116	294,000	325,200	358,200		
	117	294,300	325,400	358,600		
	118	294,600	325,700	359,000		
	119	294,900	326,100	359,500		
	120	295,300	326,300	360,000		

	121	295,600	326,500	360,400		
	122	296,000	326,800	360,900		
	123	296,300	327,100	361,400		
	124	296,700	327,400	361,900		
	125	296,900	327,600	362,200		
	126	297,100	327,900			
	127	297,400	328,300			
	128	297,800	328,500			
	129	298,000	328,600			
	130	298,300	328,900			
	131	298,700	329,300			
	132	299,100	329,500			
	133	299,300	329,800			
	134	299,600	330,200			
	135	300,000	330,600			
	136	300,300	331,000			
	137	300,500	331,300			
	138	300,800	331,700			
	139	301,200	332,100			
	140	301,500	332,500			
	141	301,700	332,800			
	142	302,100	333,200			
	143	302,500	333,500			
	144	302,800	333,900			
	145	302,900	334,200			
	146	303,200	334,600			
	147	303,500	335,000			
	148	303,900	335,400			
	149	304,100	335,700			
	150	304,300	336,100			
	151	304,600	336,500			

	152	304,900	336,900			
	153	305,300	337,200			
	154	305,500				
	155	305,700				
	156	306,000				
	157	306,300				
	158	306,600				
	159	306,900				
	160	307,200				
	161	307,600				
	162	307,900				
	163	308,200				
	164	308,500				
	165	308,900				
	166	309,200				
	167	309,500				
	168	309,800				
	169	310,200				
再任用職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700

備考　この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師及び保健センター等に勤務する保健師等で規則で定めるものに適用する。

別表第３（第３条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	156,100	206,400	252,300	273,400
	2	157,300	208,200	253,900	275,200
	3	158,500	210,000	255,300	276,800
	4	159,700	211,700	256,900	278,300
	5	160,700	213,400	258,000	280,100
	6	162,200	215,200	259,300	282,200
	7	163,600	217,000	260,700	284,300
	8	165,000	218,700	262,100	286,600
	9	166,300	220,600	263,300	288,600
	10	167,700	222,100	264,800	290,700
	11	169,100	223,500	266,100	292,900
	12	170,600	224,900	267,200	295,000
	13	172,100	226,400	268,500	296,800
	14	173,600	228,000	270,200	299,100
	15	175,100	229,600	271,900	301,300
	16	176,500	231,200	273,600	303,500
	17	178,100	232,600	275,200	305,600
	18	179,900	234,200	277,100	307,900
	19	181,600	235,700	278,900	310,100
	20	183,300	237,200	280,500	312,400
	21	184,800	238,300	282,100	314,400
	22	186,500	239,800	283,900	316,500
	23	188,200	241,100	285,500	318,700
	24	189,800	242,500	287,200	320,800
	25	191,400	244,000	289,100	322,800
	26	193,200	245,700	290,800	324,800

	27	195,000	247,200	292,600	326,900
	28	196,700	248,900	294,400	328,900
	29	198,500	250,300	295,800	330,800
	30	200,000	251,600	297,500	332,900
	31	201,500	252,900	299,200	334,800
	32	202,900	254,300	300,800	336,900
	33	204,400	255,600	302,300	338,500
	34	205,700	256,900	303,900	340,400
	35	207,000	258,200	305,400	342,300
	36	208,200	259,400	307,000	344,200
	37	209,500	260,800	308,600	345,500
	38	210,900	262,400	310,100	347,400
	39	212,300	264,000	311,500	349,300
	40	213,700	265,500	313,100	351,100
	41	214,700	266,900	314,400	353,000
	42	215,900	268,500	316,000	354,800
	43	217,000	270,100	317,500	356,600
	44	218,200	271,600	319,000	358,300
	45	219,100	273,300	320,100	360,100
	46	220,200	274,900	321,300	361,500
	47	221,100	276,500	322,500	363,000
	48	222,100	278,100	323,700	364,400
	49	223,000	279,600	324,700	365,400
	50	224,100	281,200	325,700	366,500
	51	225,200	282,800	326,600	367,600
	52	226,000	284,300	327,600	368,700
	53	226,600	285,800	328,500	369,600
	54	227,700	287,300	329,200	370,200
	55	228,400	288,700	330,000	371,000
	56	229,300	290,200	330,800	371,800
	57	230,100	291,600	331,400	372,600

	58	231,000	293,000	331,900	373,400
	59	231,800	294,500	332,500	374,200
	60	232,700	296,000	333,000	375,000
	61	233,700	297,200	333,500	375,900
	62	234,600	298,700	333,700	376,600
	63	235,500	299,900	334,300	377,300
	64	236,300	301,400	334,900	378,000
	65	237,200	302,500	335,200	378,300
	66	238,200	303,800	335,700	378,900
	67	239,400	304,900	336,200	379,500
	68	240,500	306,200	336,700	380,200
	69	241,500	307,000	337,200	380,600
	70	242,600	308,100	337,700	381,300
	71	243,700	309,300	338,100	381,900
	72	244,600	310,500	338,600	382,500
	73	245,300	311,800	338,800	382,900
	74	246,400	312,500	339,300	383,500
	75	247,500	313,200	339,800	384,100
	76	248,500	313,800	340,300	384,700
	77	249,400	314,600	340,600	385,100
	78	250,400	315,300	341,000	385,600
	79	251,400	316,000	341,500	386,100
	80	252,400	316,700	341,900	386,700
	81	253,300	317,000	342,100	387,200
	82	254,000	317,300	342,400	387,600
	83	255,000	317,900	342,900	388,000
	84	256,000	318,200	343,300	388,400
	85	256,700	318,600	343,600	388,600
	86	257,500	318,900	343,900	388,800
	87	258,200	319,300	344,400	389,100
	88	259,100	319,600	344,800	389,400

	89	259,700	320,100	345,100	389,600
	90	260,500	320,500	345,500	389,900
	91	261,300	320,800	345,900	390,200
	92	262,100	321,100	346,100	390,400
	93	262,600	321,600	346,400	390,600
	94	263,300	322,000		
	95	263,800	322,200		
	96	264,500	322,600		
	97	265,200	323,000		
	98	265,900	323,400		
	99	266,600	323,800		
	100	267,300	324,200		
	101	267,800	324,400		
	102	268,300	324,700		
	103	268,700	325,000		
	104	269,200	325,300		
	105	269,300	325,700		
	106	269,600	325,900		
	107	269,900	326,200		
	108	270,200	326,600		
	109	270,600	327,000		
	110	270,900	327,300		
	111	271,300	327,700		
	112	271,600	328,000		
	113	271,900	328,300		
	114	272,200	328,700		
	115	272,500	329,000		
	116	272,900	329,200		
	117	273,200	329,300		
	118	273,500	329,700		
	119	273,900	330,100		

	120	274,300	330,500		
	121	274,500	330,700		
	122	274,700			
	123	275,100			
	124	275,400			
	125	275,600			
	126	275,900			
	127	276,300			
	128	276,700			
	129	276,900			
	130	277,300			
	131	277,700			
	132	278,000			
	133	278,200			
	134	278,500			
	135	278,900			
	136	279,200			
	137	279,400			
	138	279,700			
	139	280,000			
	140	280,300			
	141	280,500			
	142	280,700			
	143	280,900			
	144	281,200			
	145	281,600			
	146	281,800			
	147	282,100			
	148	282,400			
	149	282,700			
	150	282,900			

	151	283,200			
	152	283,400			
	153	283,700			
再任用職員		201,100	240,600	254,900	288,000

備考　この表は、養護老人ホーム、保育所等に勤務し、指導、介護、保育等の業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

第２条　今治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第１項中「及び附則第14項第３号」を削り、同条第４項中「。附則第14項第３号において同じ。」を削る。

第31条第１項中「及び附則第14項第４号」を削り、同条第２項第１号中「及び附則第14項第４号」を削り、「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第２号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日（同日において、平成29年４月１日から適用される俸給月額に係る一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）を改正する法律が施行されていない場合は、当該法律の施行の日）から施行する。ただし、第２条の規定は、平成30年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定（第31条第２項第１号及び第２号並びに附則第17項の改正規定を除く。）による改正後の今治市職員の給与に関する条例の規定は、平成29年４月１日から適用し、第１条の規定（第31条第２項第１号及び第２号並びに附則第17項の改正規定に限る。）による改正後の今治市職員の給与に関する条例の規定は、同年12月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条の規定による改正後の今治市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の今治市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年今治市条例第８号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第３項から第５項までの規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第３項から第５項までの規定による給与を含む。）の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

「参　考」

第１条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（勤勉手当） 第31条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 ３～５　略 附　則 １～16　略 17　附則第14項の規定が適用される間、第31条第２項第１号に定める額は、同号の規定に	（勤勉手当） 第31条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額 ３～５　略 附　則 １～16　略 17　附則第14項の規定が適用される間、第31条第２項第１号に定める額は、同号の規定に

かかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。 18　略	かかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。 18　略

「参　考」

第２条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（期末手当） 第28条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第30条まで＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿において これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（第16条第７項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 ２～３　略 ４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 ５～６　略 （勤勉手当） 第31条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿において これらの日を「基準日」という。）にそれ	（期末手当） 第28条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第30条まで及び附則第14項第３号において これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（第16条第７項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 ２～３　略 ４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第３号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 ５～６　略 （勤勉手当） 第31条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条及び附則第14項第４号において これらの日を「基準日」という。）にそれ

ぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前１月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項＿＿＿＿＿＿＿＿において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額 ３～５　略	ぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前１月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45　を乗じて得た額の総額 ３～５　略

議会第５回議案第108号

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末
手当支給条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

人事院の給与勧告にかんがみ、議会議員の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償
及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第１条　今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成20年今治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第２条　今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日（同日において、平成29年４月１日から適用される期末手当に係る特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）を改正する法律が施行されていない場合は、当該法律の施行の日）から施行する。ただし、第２条の規定は、平成30年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「参　考」

第１条による今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償
及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した議員にあっては、退職した日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略 ３　略	（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した議員にあっては、退職した日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略 ３　略

「参　考」

第２条による今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償
及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した議員にあっては、退職した日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略 ３　略	（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した議員にあっては、退職した日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の155　、12月に支給する場合においては100分の175　を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略 ３　略

議会第５回議案第109号

今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

人事院の給与勧告にかんがみ、特別職の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。

今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　今治市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第１条第５項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第２条　今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１条第５項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日（同日において、平成29年４月１日から適用される期末手当に係る特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）を改正する法律が施行されていない場合は、当該法律の施行の日）から施行する。ただし、第２条の規定は、平成30年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の今治市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の今治市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「参　考」

第１条による今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（給与） 第１条　略 ２～４　略 ５　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職した者にあっては、退職した日現在）において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略	（給与） 第１条　略 ２～４　略 ５　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職した者にあっては、退職した日現在）において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略

「参　考」

第２条による今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（給与） 第１条　略 ２～４　略 ５　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職した者にあっては、退職した日現在）において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略	（給与） 第１条　略 ２～４　略 ５　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職した者にあっては、退職した日現在）において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の155　、12月に支給する場合においては100分の175　を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略

議会第５回議案第110号

今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に
関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に
関する条例の一部を改正する条例

今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成17年今治市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第１条中「今治市税条例」を「今治市市税条例」に改める。

第２条を次のように改める。

（特例措置）

第２条　過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第１条第１号イに規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第２条第２項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して固定資産税を課すべきこととなる年度以後の３年度分の固定資産税を課さない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の規定は、平成30年度以後に固定資産税を課すべきこととなる特別償却設備に係るものについて適用し、平成29年度までに固定資産税を課すべきこととなった特別償却設備に係るものについては、なお従前の例による。

「参　考」

今治市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（趣旨） 第１条　この条例は、本市の過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第33条第２項前段の規定により法第２条第１項に規定する過疎地域とみなされる区域をいう。以下同じ。）における産業の活性化を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号）第６条第１項の規定により、今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 （特例措置） 第２条　過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第１条第１号イに規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第２条第２項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して固定資産税を課すべきこととなる年度以後の３年度分の固定資産税を課さない。	（趣旨） 第１条　この条例は、本市の過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第33条第２項前段の規定により法第２条第１項に規定する過疎地域とみなされる区域をいう。以下同じ。）における産業の活性化を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号）第６条第１項の規定により、今治市税条例　（平成17年今治市条例第61号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 （特例措置） 第２条　過疎地域内において、製造（ガス製造及び発電を除く。）の事業、情報通信技術利用事業（法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。以下同じ。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備（いずれかの工業生産設備（自家ガスの製造又は自家発電に係る設備を含む。）でこれを構成する減価償却資産（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第１号から第７号までに掲げるもののうち、製造の事業、情報通信技術利用事業若しくは旅館業の用に直接供されるものに限る。）の取得価額の合計額が、2,500万円を超えるものをいう。）を新設し、又は増設した者については、その事業に係る固定資産に対して固定資産

	税を課すべき年度以後の３年度分の固定資産税を課さない。 ２　前項に規定する特例措置の対象となる固定資産は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第１項の表第３号又は同法第45条第１項の表第１号ロの規定の適用を受ける設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る。）とする。

議会第５回議案第111号

今治市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための
固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化の
ための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

今治市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成21年今治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化」に改める。

第１条中「企業立地の促進等により」を「地域経済牽引事業の促進により」に、「産業集積の形成及び活性化を」を「成長発展の基盤強化を」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第14条第３項」を「第13条第４項又は第７項」に、「企業立地に関する計画（法第15条第１項」を「地域経済牽引事業に関する計画（法第14条第１項」に、「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」に改める。

第２条第１項中「第５条第５項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「第４条第６項の規定による地域経済牽引事業の促進」に、「第７条第１項」を「第６条第１項」に、「集積区域（以下「同意集積区域」という。）」を「促進区域」に、「法第５条第２項第６号に規定する指定集積業種に属する事業（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第４条に規定する業種に属する事業に限る。以下「特定事業」という。）」を「承認地域経済牽引事業(承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。)」に、「省令第３条」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第２条」に、「承認企業立地計画に従って特定事業」を「承認地域経済牽引事業」に、「省令第５条」を「省令第３条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第３条第１項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画又は同条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って設置される施設に係るものについては、なお従前の例による。

「参　考」

今治市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の特例措置に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例 （趣旨） 第１条　この条例は、地域経済牽引事業の促進により、本市の成長発展の基盤強化を図るため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第４項又は第７項の規定により承認された地域経済牽引事業に関する計画（法第14条第１項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って設置される施設に係る固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第６条第１項の規定により、今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 （課税免除の要件等） 第２条　市長は、法第４条第６項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して５年以内に、法第６条第１項に規定する同意基本計画において定められた促進区域	今治市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の特例措置に関する条例 （趣旨） 第１条　この条例は、企業立地の促進等により、本市の産業集積の形成及び活性化を図るため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第14条第３項の規定により承認された企業立地に関する計画（法第15条第１項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認企業立地計画」という。）に従って設置される施設に係る固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第６条第１項の規定により、今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 （課税免除の要件等） 第２条　市長は、法第５条第５項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して５年以内に、法第７条第１項に規定する同意基本計画において定められた集積区域（以下「同意集積区域」

内において、承認地域経済牽引事業（承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。）を行う者が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第２条に規定する要件に該当する対象施設を、承認地域経済牽引事業のために設置した場合において、対象施設に該当することとなった日の属する年度の翌年度（当該日が１月２日から３月31日までのときは、翌々年度）以後３年度分に限り、省令第３条に規定する固定資産税の課税免除をすることができる。 ２　略	という。）内において、法第５条第２項第６号に規定する指定集積業種に属する事業（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第４条に規定する業種に属する事業に限る。以下「特定事業」という。）を行う者が、省令第３条に規定する要件に該当する対象施設を、承認企業立地計画に従って特定事業のために設置した場合において、対象施設に該当することとなった日の属する年度の翌年度（当該日が１月２日から３月31日までのときは、翌々年度）以後３年度分に限り、省令第５条に規定する固定資産税の課税免除をすることができる。 ２　略

議会第５回議案第112号

今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

一般廃棄物処理手数料を改定しようとするもの。

今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成17年今治市条例第168号）の一部を次のように改正する。

別表第１家庭系の部市の処理施設へ自己搬入する場合の項中「市の処理施設」を「再生資源以外のものを市の処理施設」に改め、同表事業系の部再生資源を市の処理施設へ自己搬入する場合の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考

１　未解体のスプリングマットレスについては、1,200円（ダブル以上の大きさのものについては1,800円）を上表の金額に加算する。

２　脱水汚泥については、事業系の処理手数料を適用する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日以後の搬入に係るものについて適用し、同日前の搬入に係るものについては、なお従前の例による。

「参　考」

今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正条項新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="3">新</th><th colspan="3">旧</th></tr>
<tr><td colspan="3">別表第１（第22条関係）
一般廃棄物処理手数料
<table><tr><th colspan="2">種別及び区分</th><th>手数料</th></tr><tr><td rowspan="4">家庭系</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>再生資源以外のものを市の処理施設へ自己搬入する場合</td><td>10kgまでごとに100円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">事業系</td><td>再生資源以外のものを市の処理施設へ自己搬入する場合</td><td>10kgまでごとに100円</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>
備考
１　未解体のスプリングマットレスについては、1,200円（ダブル以上の大きさのものについては1,800円）を上表の金額に加算する。
２　脱水汚泥については、事業系の処理手数料を適用する。</td><td colspan="3">別表第１（第22条関係）
一般廃棄物処理手数料
<table><tr><th colspan="2">種別及び区分</th><th>手数料</th></tr><tr><td rowspan="4">家庭系</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>市の処理施設へ自己搬入する場合</td><td>10kgまでごとに100円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">事業系</td><td>再生資源以外のものを市の処理施設へ自己搬入する場合</td><td>10kgまでごとに100円</td></tr><tr><td>再生資源を市の処理施設へ自己搬入する場合</td><td>10kgまでごとに50円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>
備考
脱水汚泥については、事業系の処理手数料を適用する。</td></tr>
</table>

議会第５回議案第113号

今治市消防団条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

消防団員の定年を廃止し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市消防団条例の一部を改正する条例

今治市消防団条例（平成17年今治市条例第269号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号を次のように改める。

（１）　本市に居住する年齢18歳以上の者

第８条を次のように改める。

第８条　削除

第11条第４項中「計算した額」の次に「(その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

第17条第４項中「定年退職、辞職」を「退職」に改め、「職務報酬」の次に「(その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

別表中「(第14条関係)」を「(第17条関係)」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「参　考」

今治市消防団条例改正条項新旧対照表

新	旧
（団員の任命） 第６条　消防団員は、次の資格を有する者の中から任命しなければならない。 （１）　本市に居住する年齢18歳以上の者 （２）　略 第８条　削除 （懲戒） 第11条　略 ２～３　略 ４　停職者は、停職期間中いかなる報酬も支給	（団員の任命） 第６条　消防団員は、次の資格を有する者の中から任命しなければならない。 （１）　本市に居住する年齢18歳以上50歳未満の者。ただし、消防団長が地域の事情により50歳以上の者を入団させる必要があると認めたときは、この限りでない。 （２）　略 （定年） 第８条　消防団員の定年は、年齢65年とする。 ２　消防団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職するものとする。 ３　前２項の規定にかかわらず、任命権者が地域の事情により65歳を超えて在職させる必要があると認めるときは、１年を超えない範囲内で期限を定め、引き続き勤務させることができる。 ４　任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められるときは、１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。 （懲戒） 第11条　略 ２～３　略 ４　停職者は、停職期間中いかなる報酬も支給

されない。この場合において、職務報酬は、日割りにより計算した額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減額する。 ５　略 （報酬） 第17条　略 ２～３　略 ４　消防団員が退職、死亡その他の事由によりその職を離れたときは、その月までの月割額による職務報酬（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。 ５～６　略 別表（第17条関係） 表　略	されない。この場合において、職務報酬は、日割りにより計算した額を減額する。 ５　略 （報酬） 第17条　略 ２～３　略 ４　消防団員が定年退職、辞職、死亡その他の事由によりその職を離れたときは、その月までの月割額による職務報酬を支給する。 ５～６　略 別表（第14条関係） 表　略

議会第５回議案第114号

本町団地２号棟建設工事の内建家その他工事請負契約の締結について

本町団地２号棟建設工事の内建家その他工事施行のため、次の請負契約を締結する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　契約の目的　　本町団地２号棟建設工事の内建家その他工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約金額、契約の相手方及び工期

区　　分	契約金額	契約の相手方	工　　期
本町団地２号棟建設工事の内建家その他工事	円 410,400,000	今治市美須賀町二丁目１番地の２ 吉田建設株式会社 代表取締役　　吉　田　　透	契約発効の日から平成31年１月18日まで

４　仮契約締結年月日　　平成29年９月27日

「参　考」

1　工事概要

市営住宅（25 戸）建設工事　鉄筋コンクリート造５階建て　延床面積　1,728.42 ㎡

外構工事　一式

2　入札結果

業　　者　　名	入　札　金　額
吉 田 建 設（株）	円 410,400,000
（株）河上工務店	412,560,000

区　　分	金　　額
予定価格	円 413,596,800
調査基準価格	373,395,191

※上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

議会第５回議案第115号

金星川排水ポンプ場等整備工事請負契約の変更について

金星川排水ポンプ場等整備工事請負契約を、次のとおり変更する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　変更しようとする工事請負契約　　金星川排水ポンプ場等整備工事
（平成27年９月18日議決　議会第５回議案第107号）
（平成28年12月27日議決　議会第５回議案第128号）
（平成29年３月29日議決　議会第２回議案第61号）

２　契約金額、契約の相手方及び工期

区　　分	契約金額	契約の相手方	工　　期
金星川排水ポンプ場等整備工事	円 434,378,000	今治市南鳥生町一丁目１番51号 金星川排水ポンプ場等整備工事 桜井・日淺共同企業体 代表者 今治市南鳥生町一丁目１番51号 桜井工業株式会社 代表取締役　　田　中　賢　一	（変更前） 契約発効の日から 平成30年１月31日 まで
			（変更後） 契約発効の日から 平成30年３月15日 まで

３　仮契約締結年月日　　平成29年11月13日

「参　考」

工期変更の理由

台風等に伴う仮設防護施設の整備、復旧作業等に不測の日数を要したため、工期を変更しようとするもの。

議会第５回議案第116号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

字の名称		左記の区域に編入する区域			摘　要
大字名	小字名	大字名	小字名	地　　番	
玉川町鈍川	字カワサイコ	玉川町鈍川	字ヒノクチ	甲120の１の一部	これに伴う道路、水路等を含む。
玉川町鈍川	字キタダニ	玉川町鈍川	字ヒノクチ	甲119の１の一部、甲120の１の一部	
玉川町鈍川	字キタダニ	玉川町鈍川	字カワサイコ	甲121の１の一部	
玉川町鈍川	字ヒノクチ	玉川町鈍川	字カワサイコ	甲121の１の一部	
玉川町鈍川	字山本ヲハナ	玉川町鈍川	字山本	乙444の１	

字の名称		左記の区域に編入する区域			摘　要
大字名	小字名	大字名	小字名	地　　番	
玉川町鈍川	字ニシウラ	玉川町鈍川	字ニシウライケヒタ	甲160の１の一部	これに伴う道路、水路等を含む。
玉川町鈍川	字ニシウラ	玉川町鈍川	字ホリノウチ	甲165の１	
玉川町鈍川	字楠窪	玉川町鈍川	字クスクボ	甲213の一部	
玉川町鈍川	字金山	玉川町鈍川	字水井手	丁336の一部、丁338の２	

「参　考」

位　置　図

凡　例

変更箇所

縮尺　1：2500

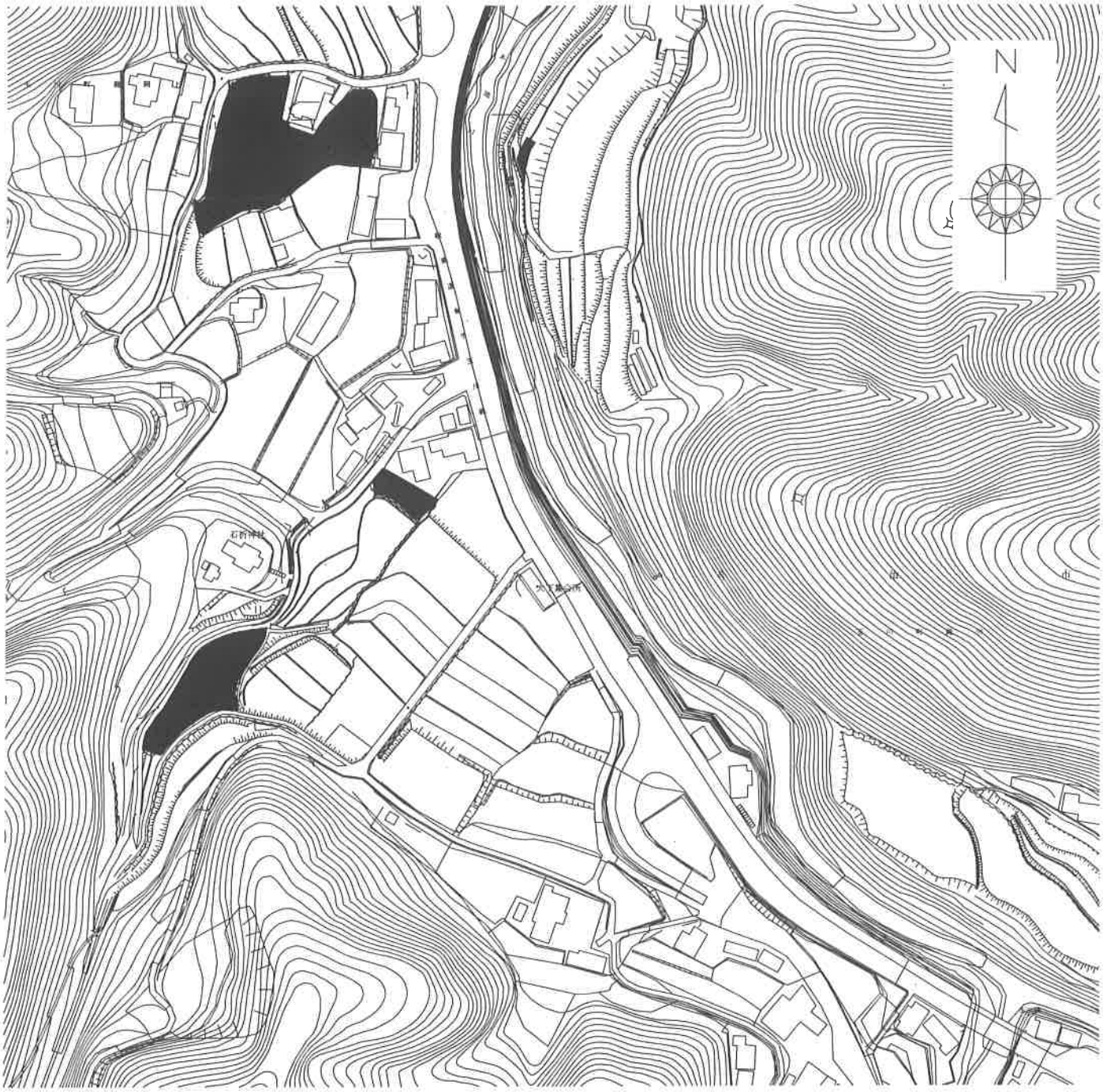

「参　考」

位　置　図

凡　例

変更箇所

縮尺　1：1500

「参　考」

位　置　図

凡　例

変更箇所

縮尺　1：2500

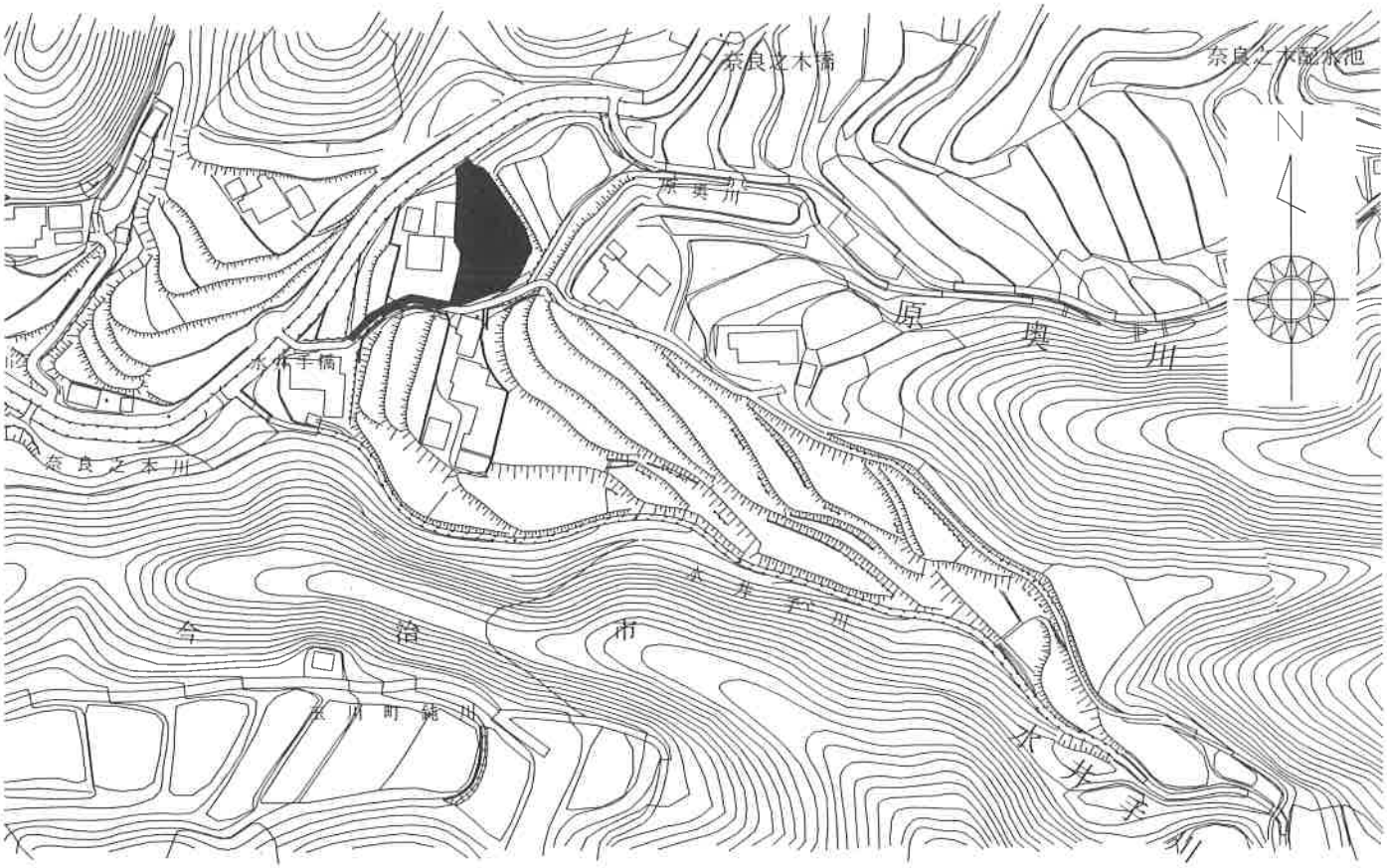

字界変更明細図

S＝1：750

字界変更明細図

S＝1：750

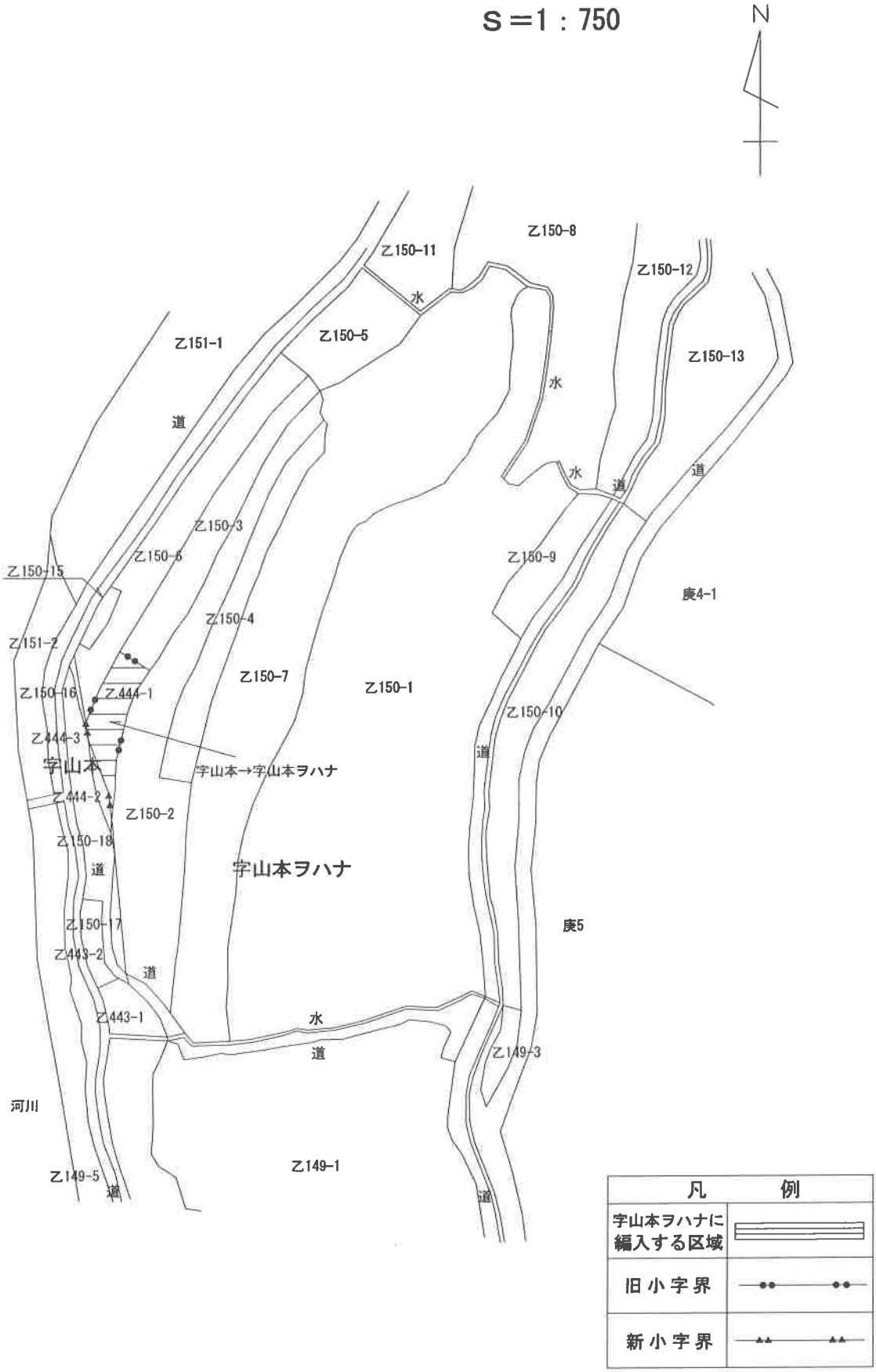

凡	例
字山本ヲハナに編入する区域	
旧小字界	
新小字界	

字界変更明細図

S＝1：750

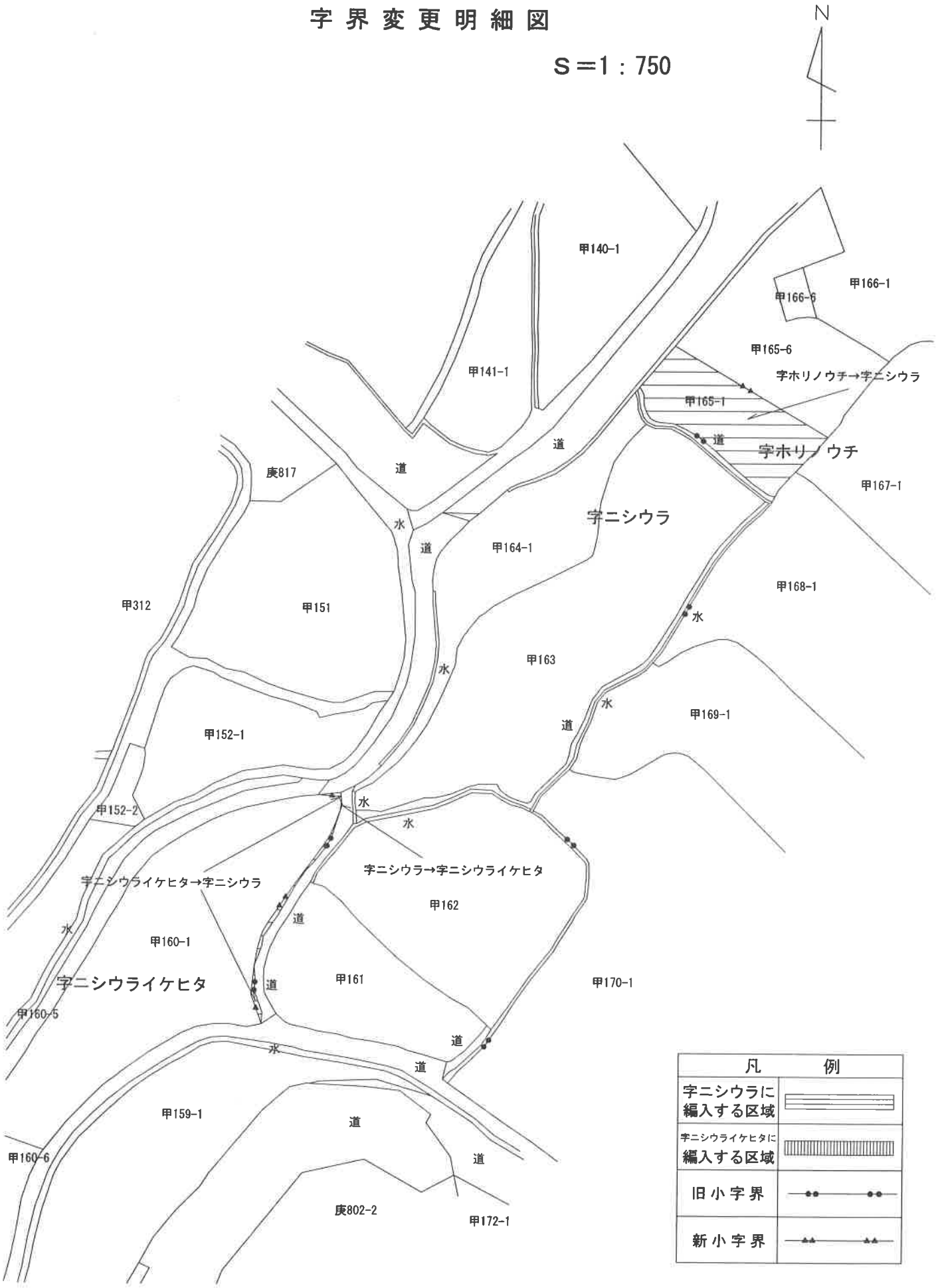

字界変更明細図

S＝1：750

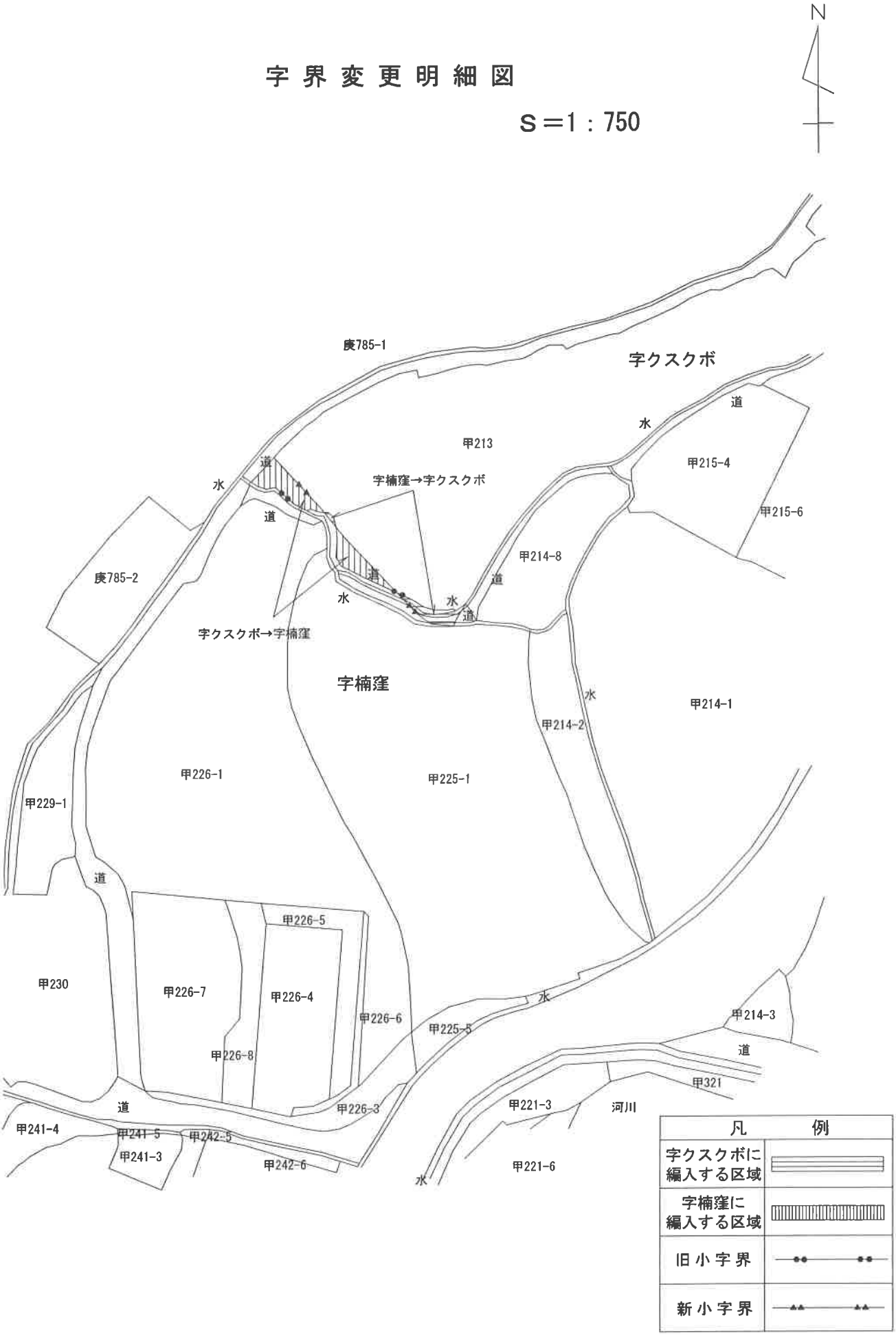

字界変更明細図

S＝1：750

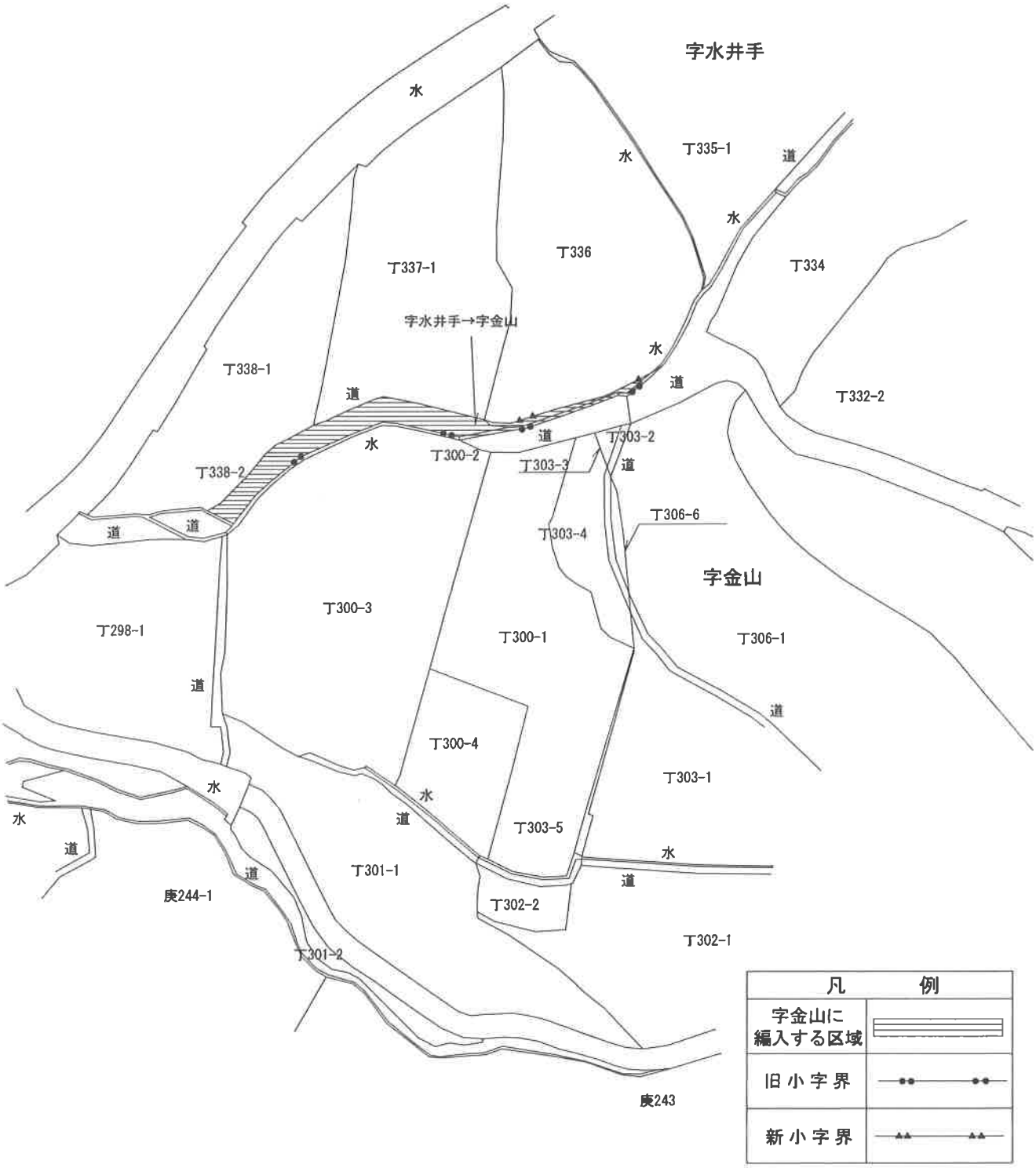

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条　市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

２　前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

３　第１項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

地方自治法施行令（抜すい）

第179条　地方自治法第260条第１項の規定による処分で、旧耕地整理法（明治42年法律第30号）による耕地整理、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（換地処分を伴うものに限る。）、土地区画整理法による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第２条第１号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、旧耕地整理法第30条第４項の規定による換地処分の認可の告示の日、土地改良法第54条第４項（同法第89条の２第10項、第96条及び第96条の４第１項において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日又は土地区画整理法第103条第４項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

土地改良法（抜すい）

（換地処分）

第54条

４　都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合には、遅滞なく当該換地処分があった旨を公告しなければならない。

議会第５回議案第117号

今治市立図書館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

<table>
<tr><th>施設の名称</th><th>指定管理者</th><th>指定の期間</th></tr>
<tr><td>今治市立中央図書館</td><td rowspan="4">東京都文京区大塚三丁目１番１号
ＴＲＣ今治図書館サポート
代表者
東京都文京区大塚三丁目１番１号
株式会社図書館流通センター
代表取締役　　石　井　　昭</td><td rowspan="4">平成30年４月１日から
平成35年３月31日まで</td></tr>
<tr><td>今治市立波方図書館</td></tr>
<tr><td>今治市立大西図書館</td></tr>
<tr><td>今治市立大三島図書館</td></tr>
</table>

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～11　略

「参　考」

1　選定方法

公募

2　利用料金制

採用

3　指定管理料基準額（５年間）

1,014,700,000円

4　応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
ＴＲＣ今治図書館サポート	147.2／175点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

議会第５回議案第118号

今治市宮窪カレイ山展望公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市宮窪カレイ山展望公園	今治市宮窪町宮窪4703番地 ＮＰＯ法人能島の里 理事長　　村　上　利　雄	平成30年４月１日から 平成35年３月31日まで

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～11　略

「参　考」

1　選定方法

公募

2　利用料金制

採用

3　指定管理料基準額（５年間）

10,100,000円

4　申請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
ＮＰＯ法人能島の里	114.4／143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

議会第５回議案第119号

今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館	今治市大三島町浦戸1507番地１ 株式会社マーレ 代表取締役　　菅　　榮　二	平成30年４月１日から 平成35年３月31日まで

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～11　略

「参　考」

1　選定方法

公募

2　利用料金制

採用

3　指定管理料基準額（５年間）

177,500,000円

4　申請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
株式会社マーレ	125／143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

議会第５回議案第120号

瓦のふるさと公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
瓦のふるさと公園	今治市菊間町浜228番地４ 菊間町窯業協同組合 代表理事　　濱　田　成　一	平成30年４月１日から 平成35年３月31日まで

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～11　略

「参　考」

1　選定方法

公募

2　利用料金制

採用

3　指定管理料基準額（５年間）

140,600,000円

4　申請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
菊間町窯業協同組合	111.6／143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

議会第５回議案第121号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

・平成29年度　今治市一般会計補正予算（第３号）

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条　普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

２　議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

３　前２項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

平成２９年度今治市一般会計補正予算（第３号）

平成２９年度今治市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６４，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８１，８５４，７２３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により専決処分する。

平成29年９月28日

今治市長　菅　良二

第　1　表　歳入歳出予算補正　　歳　入

款	項
15 県支出金	
	3 委　託　金
歳　　入　　合　　計	

一般会計　歳　入

（単位　千円）

補正前の額	補　正　額	計
5,311,337	64,000	5,375,337
260,762	64,000	324,762
81,790,723	64,000	81,854,723

歳　出

款	項
2 総　務　費	
	4 選　挙　費
歳　　出　　合　　計	

一般会計　歳　出

（単位：千円）

補正前の額	補　正　額	計
6,574,485	64,000	6,638,485
40,632	64,000	104,632
81,790,723	64,000	81,854,723

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括　（歳　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15　県支出金	5,311,337	64,000	5,375,337
歳　入　合　計	81,790,723	64,000	81,854,723

一般会計　総括（歳入）

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
2 総　務　費	6,574,485	64,000	6,638,485
歳　出　合　計	81,790,723	64,000	81,854,723

一般会計　総括（歳出）

（単位　千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
0	64,000	0	0	0
0	64,000	0	0	0

2　歳　入

款　　項　　目	補　正　前	補　正　額	計
15　県支出金	5,311,337	64,000	5,375,337
3　委　託　金	260,762	64,000	324,762
1　総務費委託金	223,360	64,000	287,360
歳　入　合　計	81,790,723	64,000	81,854,723

一般会計　歳入（県支出金）

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
8 衆議院議員選挙費	63,800	衆議院議員選挙費㊦
9 衆議院議員選挙臨時啓発費	200	衆議院議員選挙臨時啓発費㊦

3　歳　出

款　項　目	補　正　前	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2　総　務　費	6,574,485	64,000	6,638,485	64,000	0
4　選　挙　費	40,632	64,000	104,632	64,000	0
3　衆議院議員選挙費	0	63,800	63,800	63,800 （内訳） 県支出金 63,800	0
4　衆議院議員選挙臨時啓発費	0	200	200	200	0

一般会計　歳出（総　務　費）

（単位　千円）

節 区分	節 金額	説明		目の説明
1 報酬	6,503	投開票管理者（６７人）	950	衆議院議員選挙費 63,800
		投開票立会人（１５２人）	1,942	
		期日前投票管理者（９９人）	1,248	
		期日前投票立会人（２６０人）	2,363	
3 職員手当等	5,000	時間外勤務手当		
4 共済費	20	社会保険料（賃金）		
7 賃金	3,000	一般賃金		
		臨時事務員給		
8 報償費	17,313	ポスター掲示場設置謝礼品	42	
		投開票事務報償金	17,000	
		選挙啓発協力者報償金	84	
		投票所借上謝礼金	187	
9 旅費	35	費用弁償	32	
		普通旅費	3	
11 需用費	2,734	消耗品費	1,914	
		燃料費	10	
		印刷製本費	800	
		備品修繕料	10	
12 役務費	6,900	通信運搬費	4,400	
		手数料	2,500	
13 委託料	15,060	その他委託料	9,760	
		ポスター掲示場設置委託料	7,200	
		交通整理業務委託料	440	
		人材派遣委託料	200	
		投票所設営撤去等委託料	120	
		投開票資材運搬委託料	500	
		新聞折込委託料	1,300	
		電子計算業務委託料	5,300	
		選挙システム業務委託料		
14 使用料及び賃借料	4,735	会場賃借料	1,000	
		自動車賃借料	600	
		複写機使用料	90	
		機械器具賃借料	2,829	
		船舶賃借料	216	
18 備品購入費	2,500	事務用器具		

款　項　目	補　正　前	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
				（内訳） 県支出金 200	
歳　出　合　計	81,790,723	64,000	81,854,723	64,000	0

一般会計　歳出　（総　務　費）

（単位　千円）

節		説　　明	目の説明
区　分	金　額		
11 需　用　費	200	消耗品費	衆議院議員選挙臨時啓発費 200

補正予算給与費明細書

1　特別職

（単位　人・千円）

区分		職員数	給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	長等	4	－	35,112	11,269	46,381	7,173	53,554	
	議員	32	190,495	－	61,909	252,404	75,116	327,520	
	その他	4,555	836,452	－	－	836,452	－	836,452	
	計	4,591	1,026,947	35,112	73,178	1,135,237	82,289	1,217,526	
補正前	長等	4	－	35,112	11,269	46,381	7,173	53,554	
	議員	32	190,495	－	61,909	252,404	75,116	327,520	
	その他	3,977	829,949	－	－	829,949	－	829,949	
	計	4,013	1,020,444	35,112	73,178	1,128,734	82,289	1,211,023	
比較	長等	0	－	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	－	0	0	0	0	
	その他	578	6,503	－	－	6,503	－	6,503	
	計	578	6,503	0	0	6,503	0	6,503	

2　一般職

（1）　総括

（単位　人・千円）

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,240	－	4,705,423	3,492,934	8,198,357	1,538,280	9,736,637	
補正前	1,240	－	4,705,423	3,487,934	8,193,357	1,538,280	9,731,637	
比較	0	－	0	5,000	5,000	0	5,000	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当
	補正後	188,847	623	74,206	101,535	12,693	336,580	1,220
	補正前	188,847	623	74,206	101,535	12,693	331,580	1,220
	比較	0	0	0	0	0	5,000	0
	区分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当	その他手当
	補正後	8,891	175,600	1,122,139	704,814	519	685,402	79,865
	補正前	8,891	175,600	1,122,139	704,814	519	685,402	79,865
	比較	0	0	0	0	0	0	0

一般会計（給与費明細書）

（2）　給料及び職員手当の増減額の明細　　（単位　千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明		備考
職員手当	5,000	その他の増減分	5,000	その他の増加分	5,000	
				時間外勤務手当	5,000	

議会第５回報告第11号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

平成29年12月６日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

・損害賠償額の決定及び和解について
・和解について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

２　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決第23号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年８月31日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成28年８月７日午後７時頃、歩行中の相手方が、臨港道路（今治市片原町四丁目1298番地先）に設置していたグレーチングの破損箇所に左足を落としこみ、負傷した。

３　損害賠償額　　支払額　72,320円

専決第24号

和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年９月14日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成29年８月２日午後２時55分頃、市道大坪通町谷線（今治市中寺612番地先）において、相手方所有の普通貨物自動車が走行中、前方で停車した本市公園緑地課職員が運転する市有小型貨物自動車に追突し、双方の車両が破損した。

３　損害賠償額　　受取額　120,000円

専決第26号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年９月28日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成29年７月19日午前８時40分頃、本市文化振興課職員が運転する市有小型乗用自動車が、市道本局線を直進し、市道宮本線との交差点（今治市南大門町三丁目300番地８）に進入したところ、右側から同交差点に進入してきた相手方所有の軽四乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損した。

３　損害賠償額　　支払額　70,000円
受取額　152,344円

専決第27号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月26日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成29年９月17日午後７時頃、市道大新田大浜線（今治市大浜町一丁目丙233番地11先）上に設置していた片側通行の看板が強風により飛ばされ、近隣に駐車していた相手方所有の小型乗用自動車を破損した。

３　損害賠償額　　支払額　398,000円

専決第28号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月27日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成29年９月17日午後４時10分頃、市営上浦瀬戸団地101号の天井から雨漏りし、相手方所有のテレビが破損した。

３　損害賠償額　　支払額　38,400円

専決第29号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月31日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成29年８月24日午後５時10分頃、本市保険年金課職員が駐車場（松山市歩行町一丁目３番地１）で市有軽四乗用自動車を駐車しようとしたところ、前方のブロック塀に衝突し、これを破損した。

３　損害賠償額　　支払額　177,302円

専決第30号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月６日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成29年７月31日午後３時50分頃、本市生活環境課職員が運転する市有軽四貨物自動車が、市道今治駅高橋線を直進し、市道清水里線との交差点（今治市馬越町一丁目甲84番地１先）に進入したところ、右側から同交差点に進入してきた相手方所有の原動機付自転車と衝突し、相手方の車両が破損し、相手方が負傷した。

３　損害賠償額　　支払額　126,969円

専決第31号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月８日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成29年９月12日午後２時頃、国道196号（今治市大西町別府2316番地１先）において、本市菊間支所住民サービス課職員が運転する市有軽四貨物自動車が走行中、横断歩道の手前で停車した相手方所有の軽四乗用自動車に追突し、双方の車両が破損し、相手方車両の運転手及び同乗者が負傷した。

３　損害賠償額　　物的損害に対する支払額　236,994円